

海外派遣プログラム報告書

(NautaDutilh 法律事務所 オランダ・アムステルダム)

岡田 悠志

I 概要

派遣先：NautaDutilh 法律事務所（オランダ・アムステルダム）

派遣期間：2018年6月25日～同年7月20日

II 業務内容

1 ローン契約の運用に関するリサーチ

担当のアソシエイト弁護士が unitranche というシンジケートローン類似のスキームについて所内プレゼンテーションをするため、その発表準備を補助しました。

2 契約のデータベース構築

NautaDutilh のファイナンス部門では、契約実務の動向を正確に把握すべく、特にいわゆるモデル契約の運用に焦点を当てて過去の案件をデータベース化するプロジェクトが進められております。多くのインターン生がこれに携わっており、私も 60 件の契約書を担当しました。

契約書独特の英語表現や専門用語が多く初めはかなり苦労しましたが、条文構造の理解が進み、また多数の同種条文を比較する中でそれぞれの案件における当事者の力関係やドラフト過程が垣間見え、多くの知見を得られました。

3 債権譲渡の対抗力の準拠法をめぐる新枠組みに関するリサーチ

ヨーロッパでは金融市場の国際競争力の強化を目的として諸国の国際私法の統一が模索されており、ローマ条約、ローマ I 規則と統一ルールが策定されてきました。この中でも債権譲渡の対抗力は、各国で法制度や国際私法上の取扱いが様々で特に議論の多いところです。そのような中、2018年3月に EC が債権譲渡の対抗力の準拠法について新たな規則案を示し、現在これに関する意見が公募されている段階にあります。私は、この新たな規則案と現在提出されている意見書を読み、日本での状況も参照しつつ議論状況を整理しました。それぞれの地域・分野の法制・実務を踏まえた多様な意見が提出されており、議論の複雑さを確認することができました。

4 ロッテルダムオフィスの訪問



NautaDutilh は、アムステルダム以外にもオランダ国内ではロッテルダムにオフィスを有しており、同オフィスに勤務する弁護士より招待を受けて訪問する機会を得ました。

ロッテルダムオフィスは世界屈指の港湾都市であるロッテルダムならではの商取引に関連した業務を行い、時にはアムステルダムオフィスと競争関係にすらあったようですが、最近では業務の多角化や人材交流によりアムステルダムオフィスとの差異は相対化しているようです。

ロッテルダムオフィスでは 2 名の弁護士と面談しました。訴訟・仲裁チームに所属する Marit Vink 弁護士と同チームに所属する中国人弁護士である Lin Xu 氏です。Marit Vink 弁護士は日本の難民支援協会で働いた経歴の持ち主で、同協会での業務経験等について伺うことができました。Lin Xu 氏は、既に中国で法曹資格を取得されていますが、弁護士としての活躍の機会を増やすためにオランダでの弁護士資格も今年取得されるそうです。極めてエネルギッシュな方で、中国と世界の経済的な橋渡しをすべく、オランダで国際仲裁の専門性を磨くのだそうです。目先の需要に応えるだけでなく、市場を先取りするキャリア設計をなさいとお言葉をいただき、大きな刺激となりました。

5 ロッテルダム裁判所における裁判傍聴

NautaDutilh が被告代理人を務める、ブラジル企業の汚職関与事件をめぐる大規模訴訟を傍聴しました。法廷言語はもちろんオランダ語ですが、当事者が非オランダ人ということもあって同時通訳が付き、私もヘッドホンを通して各訴訟関係者の発言を英語で聞くことができました。開庁直後から閉庁直前まで続いた期日は本案前の手続的な争点为中心となりましたが、国際裁判管轄の有無やアメリカで係属しているクラスアクションとの関係、仲裁合意の成否等、国際商事紛争ならではの論点が次々と立ち現れていました。

興味深かったのは弁論の熱量です。双方代理人がそれぞれの主張を述べた後に行われた裁判官からの質疑では活発にやり取りが交わされ、時に代理人同士が「君の主張の論理構造がわからない」と冷静ながら厳しい非難を投げる様子が印象的でした。

同行した弁護士も英語通訳付きの民事事件を見たのは本件が初めてだったそうで、オランダの裁判の様子を詳細に観察できる貴重な機会となりました。

6 ヨーロッパ各国における国際商事裁判所の動向をめぐるフォーラムへの参加

ヨーロッパでは、国際商事紛争の訴訟インフラを充実させるべく、各国で専門の法廷の設置が進み始めています。法廷の特色は各国様々ですが、いずれも手続が英語で進行する点に最大の特徴を持ちます。

この一連の動きに関してエラスムス・ロッテルダム大学に各国の専門家・実務家が集まりパネルディスカッションを行うイベントが開催されたため、NautaDutilh の訴訟部門の弁護士に同行する形で出席しました。

オランダ・イギリス・フランス・ドイツ・ベルギーの各国代表者からそれぞれの構想と現状についてプレゼンテーションがありました。この動きにはいわゆる BREXIT が深く関わっており、EU 域内で長らく国際商事紛争を扱ってきたイギリスの法廷にブリュッセル I

規則が適用されなくなるとの懸念から、次なる主導的法廷を目指し大陸各国が競って法制度改革を進めているとのこと。プレゼンテーションでは、各国がそれぞれの歴史的・地理的・経済的特色と関連付けつつ自国の新たな法廷の特色をアピールしていました。質疑ではそれぞれ基盤となる国内法制や EU におけるその他の合意との整合性について質問が相次ぎ、専門の法廷としての意義そのものに対して疑義が投げかけられる場面もありました。

7 ユトレヒト大学のサマースクールへの参加

オランダのロースクールの様子を見てみたいとの希望を伝えたところ、短期留学生等も参加するサマースクールに出席する機会をいただきました。講師は NautaDutilh のファイナンス部門の弁護士で、銀行の倫理規範とその法的論点という内容でした。金融危機を受けて盛んに議論されるようになったテーマで、講義ではオランダの銀行法の解釈を通じて如何なる場面で如何なる行動が可能か／義務付けられるか討論が行われました。

テーマ自体が今まであまり思いを巡らせてこなかったもので非常に興味深いものでした。また、参加していた学生は積極的で、必ずしも講師の進行を待たずに互いに議論を広げる様子が印象に残りました。

III レポート

1 事務所内外の雰囲気について

NautaDutilh 法律事務所はオランダ最大手の事務所の 1 つで、アムステルダムオフィスだけでも 100 名を超える弁護士が在籍しています。研修中はファイナンスフロアの 2 人部屋にデスクをいただきました。

所内の雰囲気は、カジュアルさが印象的です。誰か部屋の前を通れば言葉が交わされ、コーヒーブレイクの誘いもあります。カフェテリアでの昼食は誘い合わせるでもなく自然とファイナンスチームの弁護士が集まり、雑談で盛り上がります。毎週木曜日には所内の飲み会があり、たくさんの弁護士が参加していました。もちろんこれらは拘束的でなく、忙しかったり気が向かなかったりすれば断ることもできます。個人主義的でありながら、濃密な人間関係を自然と構築できる場と空気が用意されていました。こうした空気はさらに所外にも共有されており、電話会議は内外関係なくジョークや雑談を挟み、さらに所内の飲み会にクライアントが招待されて参加することもありました。

担当のアソシエイト弁護士は、プライベートの共有を好むのがオランダ人の気質だとおっしゃっていました。確かに文化もこうした雰囲気に影響していると思われます。さらに、NautaDutilh では良好なビジネス関係の構築に焦点を当てたセミナーを教育制度に組み込む等、クライアントとの関係性の維持に事務所を挙げて積極的に取り組んでいるようです。業務やビジネスの下地となる信頼関係を醸成していこうとする意識や工夫は、学ぶべき点が多いと感じました。

2 英語について

オランダ人は弁護士に限らず皆英語が堪能で、その水準は非英語圏であることを時折忘れるほど高いものでした。NautaDutilh でも、弁護士間ではオランダ語が交わされるものの、私の前では雑談含めて英語がごく自然に話され、多数の契約書が（場合によりオランダ企業間でも）英語で書かれ、英語での電話会議も日常的に見られました。

私は試験レベルで英語に特段の苦手意識を抱いたことはありませんでしたが、英語を話す機会をこれまで積極的に得てこなかったため、英会話にさほど自信がなく、少なからず不安を抱いてオランダに渡航しました。

研修を通して、必要最低限の英語力は備わっているものの、なお訓練が必要だとの感触を得ました。まず、日常生活を送る上で英語で困ることはありませんでした。次に業務では、専門用語や文書ならではの言い回しに苦労したものの、慣れればある程度のスピードで契約書を読めました。ビジネスメールも、やり取りを重ねる中で見様見真似で作法や表現を覚えれば自力で作成可能でした。しかし、やはり英語を媒介することで仕事の質や速度が下がっていると自覚せざるを得ない場面もあり、英語の読み書きを盤石にする必要があると痛感しました。会話について、コミュニケーションはきちんと取れたと感じますが、自分の意思を正確に表現した語彙を瞬時に出せない、相手の言ったことが聞き取れず聞き直してしまうといったことは何度かあり、その度に歯痒い思いをしました。

単に意思疎通を図るというレベルの英語力であれば、既に備わっている人が比較的多いと思います。しかし、弁護士として質の高いサービスを提供するには、情報を伝達・受領できるというレベルでは到底足りず、コミュニケーションを円滑にできることや相手の質問に対して信頼性の高い応答を素早く返せることが不可欠であり、そこで要求される英語力は想像以上に高いと感じました。

海外市場への依存度が高いオランダでは、英語ができないことが大きなディスアドバンテージとなるため、学生時代に皆英語を必死で勉強するそうです。グローバル化がますます進む中で、非英語圏の出身であることは言い訳にならないと猛省しました。

3 法制度に関する国際的な動向について

今回の研修では、オランダにとどまらずヨーロッパの法制度の最新の動向に触れる機会に恵まれました。法制度の整備を通じた国際競争力の強化という視点は、その重要性は学習を通して認識していたものの、未だ肌感覚では捉えづらいところがありました。この点で、エラスムス・ロッテルダム大学のオフィスにて各国の国際商事裁判所の設置をめぐる生々しい議論を目の当たりにしたことは非常によい体験となりました。また、こうした最新の法制度の進展が、一見それとは無関係な国際政治情勢に大きく影響されていることも興味深く受け止めました。法曹関係者として、法制度そのものだけでなく政治経済を広く注視していく必要性を再認識させられました。

4 自分のキャリアについて

研修初日、仕事は何も与えられていなかったため担当のアソシエイト弁護士にやれることがないか尋ねたところ、たった今は用意がないからフロアを回って仕事を探してきなさい

いと言われたことがありました。自分にやれることがないか他の弁護士に聞いて回りましたが、英語も実務経験も未熟な私に責任をもって引き受けられる仕事果たしてあるのだろうかと思ってしまう、なかなか積極的に自分を売り込むことができませんでした。この体験の他に、自己研鑽の機会を勝ち取るのも一つの力であると痛感する場面が数多くありました。これまで教育制度に身を委ねる形で成長を図ってきた私には必要不可欠な体験だったと思います。

同時に、今回の研修を通してやれることや挑戦できることは大きく広がったと感じます。また、国際的に活躍するため必要なキャリアについて様々な方からアドバイスをいただき、今後のキャリアプランをかなり具体的に考えることができるようになりました。こうして未熟なりにも様々な場に飛び込んでみて、徐々に可能性を広げていくことが大切なのだなと感じた4週間でした。

5 最後に

上述の他にも細かい成果や発見は挙げきれないほどあり、本当に濃密で有意義な研修を経験することができました。

NautaDutilh 法律事務所では温かく迎え入れていただき、右も左もわからなかった私に様々な弁護士、インターン生が声をかけて助けてくださいました。研修を担当してくださったアソシエイト弁護士の Floor van Heist 先生及びパートナー弁護士の Teun Struycken 先生には特にお世話になりました。Teun Struycken 先生はご多忙の中でも私の希望を何度も親身に聞いてくださり、その全ての実現に向けて調整してくださいましたし、週末の観光予定を話すとお勧めの美術館等をリストアップしてくださり、研修にとどまらず私のオランダ滞在が充実したものとなるよう最大限の配慮をいただきました。

このような素晴らしい期間を過ごすことができたのは、機会を設けてくださった岩村研究課長、藤田教授、後藤准教授、手続を進めてくださった BLC の川村真理様、ご支援くださった企業関係者の皆様、その他本プログラムに関与された全ての方々のご尽力によるものです。皆様に心よりお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

